

暮らしの安心 国民健康保険

令和4年度の 国民健康保険税

今年度の国民健康保険税（以下国保税）は税法改正により、医療分と後期高齢者支援金分の限度額が引き上げになりました。税率は令和3年度から変更ありません。

問い合わせ

市民課国保高齢医療係（名寄庁舎1階 2番窓口）
☎01654③2111（内線3114、3116、3118）
地域住民課市民係（風連庁舎1階）
☎01655③2511（内線2118、2119）

また、未就学児のいる世帯は未就学児一人につき、③の医療分および後期高齢者支援金分の均等割額が軽減されます。国保税は次の表により計算し、それぞれ①～④の合計（限度額を超える場合は限度額）になります。医療分・後期高齢者支援金分は国保加入者全員へ介護納付金分（介護保険2号被保険者）については、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満の方が対象になります。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割	世帯の所得×7.4%	世帯の所得×3%	世帯の所得×2.4%
②資産割	固定資産税額×20%	固定資産税額×9%	固定資産税額×4%
③均等割	2万1,000円×加入者数 1万500円×未就学児数	1万円×加入者数 5000円×未就学児数	1万円×加入者数
④平等割	1万8,000円	8,000円	8,000円
限度額	65万円	20万円	17万円

令和4年度の納税通知書は7月中旬に送付します

■後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、減免
後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置として軽減措置や減免措置があります。
同制度への移行により国保世帯の被保険者が一人になった場合、5年間は平等割の2分の1が減額になり、その後3年間は平等割の4分の1が減額になります。

新

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、申請により、国保税の減免が受けられます。

対象となる世帯

- ①主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯
- ②主たる生計維持者の事業収入など（不動産収入、事業収入、給与収入および山林収入）の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯

- 今年の見込み事業収入など（不動産収入、事業収入、給与収入または山林収入）のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上である
- 前年合計所得が1000万円以下

下である
●減少した事業収入などに係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下である
※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、前年の所得金額にかかわらず、減免対象保険税の全部を免除します。

減免額

対象者①の場合 全額

対象者②の場合

減免対象国保税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額

A	世帯の被保険者全員について算定した国保税額	
B	減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入などに係る前年の所得額	
C	世帯全員の前年の合計所得金額	
D	前年の合計所得金額	
	300万円以下	100%
	400万円以下	80%
	550万円以下	60%
	750万円以下	40%
	1,000万円以下	20%

納

期内の納税にご協力を

皆さまに納めていただく国保税は医療費の支払いなど国保事業の運営

国

保税の納め方

国保税は世帯主が納めます
各種届け出や国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していても世帯の中に国保の被保険者がいる場合、納税通知書は世帯主に送られます。

普通徴収
(年8回の窓口納付または口座振替)

当初納付書では令和4年4月分から令和5年3月分までの1年分を年8回で納付することになります。(途中加入や離脱の場合を除く)

納付書は所定金融機関の他、コンビニでも支払い可能です。

特別徴収(年金天引き)

国保被保険者が全員65歳以上で構成される世帯の国保税は、原則として納税義務者の年金から天引きになります。

ただし、次に該当する方は納付書または口座振替で納めていただくこととなります。

●国保税の納付を口座振替にしている方

●令和4年度中に75歳になる方

●年金年額が18万円未満の方

●国保税、介護保険料の合計金額が

に欠かせない財源です。納期限内の納付にご協力をお願いします。

納め忘れのないように

口座振替の利用により、納め忘れを防ぐことができます。申し込みは、市内の金融機関または税務課納税係の窓口にて手続きをしてください。(通帳と届け出印、納付書をお持ちください)

納付が遅れたら

納期限を過ぎると督促を受け、延滞金が増額されます。また、納税相談がないまま納付が遅れたり納付がない場合、保険証の有効期限が短くなるほか、税負担の公平性を保つため、財産差し押さえなど滞納処分を受ける場合があります。

なお、新型コロナウイルスの影響などにより所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や国保税の減免・免除を受けられる制度もありますので、お早めにご相談ください。

国

国民健康保険証の更新

現在ご使用の保険証は7月31日(日)で失効し、使用できなくなります。新しい保険証は、7月中旬に世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。

年金額の2分の1を超えている方

●介護保険料が年金から天引きされない方

※特別徴収(年金天引き)を希望しない場合、事前に口座振替手続きが必要になります。

加入・離脱したときの国保税

国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月から課税されます。年度途中で加入する場合や離脱した場合も離脱の前月までの税額が月割りで計算されます。

国保税の軽減

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保被保険者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。詳しくは納税通知書に同封しているパンフレットをご確認ください。

■低所得世帯に対する軽減

被保険者世帯の人数や所得に応じ、均等割・平等割の7割・5割・2割の軽減措置がとられます。

■非自発的失業者の軽減

65歳未満の方が解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けられる軽減措置があります。

限

限度額適用認定証の更新

保険証と同様に限度額適用認定証も7月31日(日)で失効し、使用できなくなります。8月以降も限度額適用認定証が必要な場合は、8月1日(月)以降に窓口にて更新の手続きをしてください。

ただし、国保税の納付状況によって交付できない場合もありますので事前にお問い合わせください。

持ち物

保険証、マイナンバーのわかるもの(世帯外の代理人が手続きする際は委任状と身分証が必要です)

